

株式会社は誰のためのものか

早稲田大学 上村達男

一 「誰のため」と「誰のもの」

同じか→株主のため、株主のもの

「のもの」の意味

法的な所有か 残余利益の請求権者は所有？

欧米の昔の用語？ 法的な所有でないことだけは当たり前 では？

株式の所有か 会社の所有か

責任は限定で所有だけは万全？

人間としての株主のものか 法人でも持ち合い法人でも株式を買えば所有者？

会社支配の正当性の根拠は

所有かガバナンスか

二 人間関係を大きく歪める法人と市場

法人はヒトか

「個」の確立の度合いが法人への警戒感に反映

ヒトが管理しヒトが監視しヒトが受益者であることに徹する法人とは

憲法学説の怠慢—法人の人権、私人間効力、財産権等々

民法学説の怠慢—市民の自由を保証する所有の絶対性と契約の自由

公共空間、コモンズで所有を振り回す日本人

市場への反知性主義的な帰依

市民(人間)がコントロールしうる市場か

買えた、ことの権威の過大評価—小繋事件と村上ファンド事件の共通性

支配の正当性の根拠はガバナンス

モノの世界をヒトの世界と混同

三 法人と市場の合体物としての株式会社

株式会社法は最大級の証券市場にも耐えうる会社形態

資本市場とは市民社会？

資本市場も法人も市民社会も無関係な伝統的会社法理論

変わる株式会社本質論

有限責任の意味(ヒトにつく有限責任からモノにつく有限責任へ)

変わる資本市場規制の本質論

変わるコーポレート・ガバナンス

投資家から理論構成 投資家とは資本市場とかかわる市民

企業価値とは株主価値の最大化か、会社ミッションの最大実現か

ステークホルダー論は国益論

変わる動労者の地位

良い企業買収と悪い企業買収とは

四 日本の選択

アメリカの物まね四大愚策—買収防衛策、内部統制、法科大学院、裁判員制度？

絵に描いたような軌跡—バブル崩壊が招く制度の著しい劣化

いまからジェントルマンになれるか

日本の優越性とは何か

若葉マークの日本に成熟市民社会型企業法制の創造は可能か？